2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
ア　資格審査申請書又は添付書類等に虚偽の事実を記載した者。
イ　経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
⑷　平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付され、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
⑸　電気事業法第３条第１項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑹　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入、クリーン電力証書の譲渡に関し、入札適合条件を満たすこと。
⑺　供給開始日から確実に安定した電力供給が可能である者であること。
⑻　厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒989―4692 宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢１　国立療養所東北新生園会計班長　黒沼　和仁　電話0228―38―2121　内線107
⑵　入札説明書の交付方法　⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成26年３月26日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成26年３月27日10時30分　国立療養所東北新生園会議室
4　電子入札システムの利用
本案件は、電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
5　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kimitomo Saito, Director, Administration Department, National Sanatorium Tohokushinseien
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity of public office building (6,600Ｖ) contraot : 2,151,360kWh Electric Power Consuption at Tohokushinseien
⑷　Fulfillment period : From April 1, 2014 through March 31, 2015
⑸　Delivery place : National Sanatorium Tohokushinseien
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;
③　Person corresponding to the following can not participate in the competition : Person stating false facts in the application form or attachments qualification : Person extremely deteriorated condition or creditworthiness of the customer ;
④　have Grade A, B or C in “Manufacturers of products” or “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Tohoku Region in fiscal years 2013, 2014 and 2015 ;
⑤　It must be a person who is doing the written report as a specific scale electric entrepreneur based on regulations of two clauses 1 of the person or Article 16 of this law to obtain permission as the general electric utility based on regulations of Article 3 clause 1 of Electricity Enterprises Law
⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 P.M. March, 26, 2014
⑻　Contact point for the notice : Kazuhito Kuronuma, Director, Accounting Division, National Sanatorium Tohokushinseien, 1, Aza, Kamihanokisawa, Nitta, Hasama-cho, Tomesi, Miyagi-ken, 989―4601, Japan. TEL 0228―38―2121 ext. 107

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年２月３日
支出負担行為担当官
国立療養所東北新生園事務長　齋藤　侯智
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　02
○第16号（№16）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　2
⑵　購入等件名及び数量
重油ＪＩＳ１種２号
第１回目　98kℓ、第２回目　56kℓ
第３回目　140kℓ、第４回目　182kℓ
⑶　納入期間
第１回目：自　契約締結の日
至　平成26年６月30日
第２回目：自　平成26年７月１日
至　平成26年９月30日
第３回目：自　平成26年10月１日
至　平成26年12月31日
第４回目：自　平成27年１月１日
至　平成27年３月31日
⑷　納入場所　国立療養所東北新生園
⑸　入札方法　入札金額については、１kℓ当たりの単価を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑹　その他　予算決算及び会計令第80条の規定に基づき単価契約とする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。